

岡崎市土地改良事業費補助金交付要綱

岡崎市土地改良事業費補助金交付要綱を次のとおり定める。

（目的）

第1条 市は、農業生産の基盤の整備及び開発を推進し、もって農用地利用を増進するため、予算の範囲内において岡崎市土地改良事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

（補助対象事業）

第2条 この要綱において補助対象となる土地改良事業は、県営土地改良事業、団体営土地改良事業、団体営基盤整備促進事業、単独県費土地改良事業とする。

（規則との関係）

第3条 補助金の交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

（申請者の資格）

第4条 補助金の交付を申請することのできる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 土地改良区等の代表者
- (2) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項により、愛知県知事の認可を受けた者又はその代表者
- (3) 前各号に掲げる者のほか、農業者が組織する団体で市長が適当と認めた者

（補助対象経費）

第5条 補助金は、当該年度に行う土地改良事業に要する経費に対して交付する。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、前条の経費に、別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる補助率を乗じて得た額とする。なお、算

出した補助金額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を申請しようとする者は、岡崎市土地改良事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添え、事業に着手する前に、市長に提出しなければならない。

(1) 補助金の交付を受けようとする事業に係る収支予算書

(2) 団体営土地改良事業・団体営基盤整備促進事業又は単独県費土地改良事業にあつては、補助金の交付を受けようとする団体営土地改良事業・団体営基盤整備促進事業又は単独県費土地改良事業に係る県の補助金交付決定通知書の写し

2 前項本文の規定にかかわらず、やむを得ない事由により市長が特に必要と認めるときは、補助金の交付申請前に事業に着手することができる。その場合、早期着工届（様式第1号の2）を事業に着手する前に提出するものとし、県の補助金交付決定通知後速やかに前項の交付申請をするものとする。

（交付決定）

第8条 市長は前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、岡崎市土地改良事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

（補助事業の変更等）

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の変更又は中止若しくは廃止をし、交付決定額に変更を生じる場合は、あらかじめ岡崎市土地改良事業費補助金変更交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出し、その承認を得なければならない。

(1) 団体営土地改良事業・団体営基盤整備促進事業又は単独県費土地改良事業にあつては、補助金の交付を受けようとする団体営土地改良事業・団体営基盤整備促進事業又は単独県費土地改良事業に係る県の補助金変更交付決定通知書の写し等

(2) その他変更内容の分かる書類

- 2 市長は、前項の規定による変更交付申請があったときは、これを審査し、変更の承認の可否を決定し、補助事業者に岡崎市土地改良事業費補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により、通知するものとする。

（実績報告書）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、岡崎市土地改良事業費補助金実績報告書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添え、補助事業の完了の日から起算して一ヶ月以内もしくは補助事業の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金の交付の決定を受けた事業に要した経費の支払い領収書の写し
- (2) 補助金の交付の決定を受けた事業に係る収支精算書及び出来高設計書
- (3) 補助金の交付の決定を受けた事業の完了後における当該事業に係る施設等の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

（額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地での検査を行い、事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、岡崎市土地改良事業費補助金確定通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 補助金は、前条に規定する額の確定後、補助事業者からの請求により交付する。

（財産処分の制限）

第13条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第

15号)に定める耐用年数(同省令に定めのない財産にあつては市長が別に定める期間)を経過したときは、この限りでない。

- 2 補助事業者が市長の承認を受けて財産を処分したことにより収入があつたときは、市長は、その収入額の全部又は一部を市に返納させることができる。

(検査等)

第14条 市長は、補助事業に関して必要があると認めるときは、補助事業者に対して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、岡崎市水路等維持管理事業費補助金に係る消費税額及び地方消費税額の額の確定の報告書(様式第7号)を市長に速やかに提出するものとする。

- 2 市長は、前項の報告があつた場合には、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。
- 3 前2項の規定は、第11条に基づく補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。
- 4 第8条の規定は、第2項に基づく返還があつた場合について準用する。

(雑則)

第16条 この要綱の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表

事業		事業区分		採 択 基 準		補助率	
		採 択 等 区 分				パーセント	
県 営 土 地 改 良 事 業	かんがい排水 事 業	用 水 路	【一般型】 受益面積が概ね200ha以上で、かつ末端支配面積が概ね100ha以上		事業費	10	
			【一般型】 ・受益面積が概ね20ha以上 ・事業完了時の受益面積に占める担い手農家の経営等農用地面積が一定割合以上となること		事業費	10	
	経営体育成基盤整備事業		【機構関連型】 ・受益地全てに農地中間管理権（15年以上）の設定 ・受益面積が10ha以上及び各団地の受益面積が1ha以上の連坦 ・事業完了後5年以内に担い手農家の農地集積面積が80%以上 ・事業完了後5年以内に販売額20%以上向上または生産コスト20%以上削減		事業費	10	
	たん水防除事業		受益面積が概ね400ha以上		事業費	8	
			受益面積が概ね300ha以上400ha未満		事業費	8	
			基幹	受益面積が概ね300ha未満	事業費	13	
			中山間		事業費	8	
			その他		事業費	18	
	水質保全対策事業		受益面積が概ね20ha以上		事業費	10	
			受益面積が概ね400ha以上		事業費	5	
			受益面積が概ね20ha以上（中山間）		事業費	5	
	防災ダム事業		【地震防災対策型及び統合型・小規模】 事業費が概ね200万円以上		事業費	11	
			【ため池群整備・小規模】 防災受益面積が概ね20ha以上かつかんがい受益面積が概ね10ha以上		事業費	11	
			【農業水路等長寿命化・防災減災事業】 ・受益者数が2者以上かつ事業費が概ね200万円以上 ・工事期間3年（ため池の場合は5年）以内		事業費	16	
	矢作川利水総合管理緊急整備事業		施設管理者による国営造成施設の改修等		事業費	14	
	用排水施設整備事業		【農業水路等長寿命化・防災減災事業】 ・受益者数が2者以上かつ事業費が概ね200万円以上 ・工事期間3年（ため池の場合は5年）以内		事業費	8	
	団体営土地改良事業	調 査 設 計 事 業		市街化調整区域における団体営土地改良事業の実施計画策定		事業費	13

別表

事業区分			採 択 基 準	補助率	
事業	採 択 等 区 分				パーセント
団体 営 基 盤 整 備 促 進 事 業	基 盤 整 備 事 業	用 水 路	受益面積が概ね 5 ha以上 ※中山間については 事業費 国55県20市・地元25	事業費	17.5
		用 排 水 路 A		事業費	27.5
		用 排 水 路 B		事業費	32.5
		排 水 路 A		事業費	27.5
		排 水 路 B		事業費	32.5
		区 画 整 理		事業費	13
		農 道 整 備 A		事業費	27.5
		農 道 整 備 B		事業費	32.5
	業	土地改良施設突発事故復旧事業		機能保全計画により適切に管理されている施設で、受益面積が20ha以上、事業費が200万円以上	事業費
単 独 県 費 土 地 改 良 事 業	かんがい排水事業	用 水 路	事業費が概ね30万円以上(新設は受益面積が概ね 5 ha以上)	事業費	25
		用 排 水 路 A		事業費	35
		用 排 水 路 B		事業費	40
		排 水 路 A		事業費	35
		排 水 路 B		事業費	40
	機械揚水事業	機械揚水施設	受益面積が概ね 5 ha以上で、事業費が概ね30万円以上	事業費	0
	農道整備事業	改 良 A	受益面積が概ね 5 ha以上、農道延長が200 m（橋梁のみにあつては 1 か所）以上で、事業費が概ね30万円以上	事業費	45
		改 良 B		事業費	50
		舗 装 A	受益面積が概ね0.5ha以上、全幅員が3.5m以上、事業費が概ね30万円以上	事業費	35
		舗 装 B		事業費	40
	農業用施設安全対策事業		農業用施設一系統につき事業費が概ね30万円以上	事業費	45
	県営土地改良事業計画調査		県営土地改良事業に係る計画調査	事業費	50
	土地改良施設整備事業		国・公団又は県営土地改良事業で造成された管水路の補強事業であつて、事業費が概ね30万円以上	事業費	15

別表

事業区分				採 択 基 準	補助率	
事業	採 択 等 区 分				パーセント	
単 独 県 費 土 地 改 良 事 業	農地及び農業用施設小災害復旧事業	農 地		異常天然現象により生じた災害により必要となった原形復旧等の事業であって、1か所の事業費が13万円以上40万円未満	事業費	0
		農	用 水 路		事業費	50
			頭 首 工		事業費	50
		業	用 排 水 路 A		事業費	50
			用 排 水 路 B		事業費	50
		用	排 水 路 A		事業費	50
			排 水 路 B		事業費	50
		施	農 道 A		事業費	50
			農 道 B		事業費	50
			農 道 橋 A		事業費	50
			農 道 橋 B		事業費	50
		設	た め 池		事業費	50

備考 この表中、採択等区分欄の「用排水路A」とは農業用の用排水を受ける用排水路を、「用排水路B」とは集落、工場等の排水をも受ける農業用の用排水路を、「排水路A」とは農業用排水を受ける排水路を、「排水路B」とは集落、工場等の排水をも受ける農業用の排水路を示す。

「農道整備A」「改良A」「農道舗装A」及び「舗装A」とは市道に認定されていない道路を、「農道整備B」「改良B」「農道舗装B」及び「舗装B」とは市道に認定されている道路を示す。

様式第 1 号（第 7 条関係）

岡崎市土地改良事業費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）岡崎市長

（申請者）住所.....

氏名.....（※）

（※）本人（代表者）が手書きしない場合は、
記名押印してください。

岡崎市土地改良事業費補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 補助事業の目的
- 2 補助事業の内容
- 3 補助事業の完了予定期日
- 4 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎
- 5 補助事業の経費の配分及び経費の使用方法
- 6 添付書類

様式第 1 号の 2（第 7 条関係）

早期着工届

年 月 日

（宛先）岡崎市長

（申請者）住所.....

氏名.....（※）

（※）本人（代表者）が手書きしない場合は、
記名押印してください。

下記条件を了承の上、交付申請前に着工したいので、岡崎市土地改良事業費補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり早期着工届を提出します。

記

- (1) 早期着工届の受理は補助金の交付を前提としておらず、補助事業として補助金が交付されなかった場合は、その経費の全額を自らが負担する。
- (2) 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額に達しない場合においても、異議がない。かつ、市に差額の要求は行わない。

地区名
事業名
補助金の額及びその算出の基礎
着工予定年月日
完了予定年月日
早期着工の理由

※添付書類：県へ提出した早期工事に係る協議書の写し

様式第 2 号（第 8 条関係）

岡崎市指令 第 号

様

年 月 日付けで交付申請のありました岡崎市土地改良事業費補助金について、次のとおり交付することを決定しました。

年 月 日

岡崎市長

- 1 補助金の対象となる事業及びその内容は 年 月 日付けによる交付申請書記載のとおりとします。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりとします。
補助事業に要する経費 ￥ , -
補 助 金 の 額 ￥ , -
- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとします。
- 4 補助金の額は、補助事業に要する経費の確定額が、2の「補助事業に要する経費」を超える場合においても2の「補助金の額」とし、2の「補助事業に要する経費」を下回った場合においては2の「補助金の額」は変更するものとします。
- 5 補助条件は次のとおりとします。

様式第 3 号（第 9 条関係）

岡崎市土地改良事業費補助金変更交付申請書

年 月 日

（宛先）岡崎市長

（申請者）住所.....

氏名.....（※）

（※）本人（代表者）が手書きしない場合は、
記名押印してください。

年 月 日付け、第 号で交付決定のありました、年度岡崎市土地改良事業費補助金に係る補助事業等について、次のとおり変更したいので、申請します。

- 1 補助事業の目的
- 2 補助事業の内容
- 3 変更の内容
- 4 変更の理由
- 5 添付書類

様式第4号（第9条関係）

岡崎市指令 第 号

様

年 月 日付けで変更交付申請のありました岡崎市土地改良事業費補助金について、次のとおり交付することを決定しました。

年 月 日

岡崎市長

- 1 補助金の対象となる事業及びその内容は 年 月 日付けによる変更交付申請書記載のとおりとします。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は次のとおりとします。

	(¥		, -)
補助事業に要する経費	¥		, -
	(¥		, -)
補助金の額	¥		, -
- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記変更交付申請書記載のとおりとします。
- 4 補助金の額は、補助事業に要する経費の確定額が、2の「補助事業に要する経費」を超える場合においても2の「補助金の額」とし、2の「補助事業に要する経費」を下回った場合においては2の「補助金の額」は変更するものとします。
- 5 補助条件は次のとおりとします。

様式第 5 号（第10条関係）

岡崎市土地改良事業費補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）岡崎市長

（補助事業者）住所.....

氏名.....（※）

（※）本人（代表者）が手書きしない場合は、
記名押印してください。

年 月 日付け 岡崎市指令 第 号で岡崎市土地改良事業費補助金の
交付決定がありました事業は、次のとおり完了しました。

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金の交付決定額及びその精算額
- 3 補助事業の実施期間
- 4 補助事業の成果
- 5 添付書類

様式第 6 号（第11条関係）

岡崎市指令 第 号

様

年 月 日付けで実績報告のありました岡崎市土地改良事業費補助金について、次のとおり確定しました。

年 月 日

岡崎市長

1 交付決定金額 ￥ , -

2 確定金額 ￥ , -

様式第 7 号（第15条関係）

令和 年度消費税額の額の確定に伴う報告書

令和 年 月 日

（宛先）岡 崎 市 長

申込者 住 所
事 業 者 名
代表者氏名
※自署または記名押印
担当者氏名
連絡先（電話）

㊞

岡崎市土地改良事業費補助金交付要綱第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金額の確定額

金 _____ 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金返還相当額）

金 _____ 円